

高島市長

申請者 住所
氏名
連絡先 — —

在宅育児支援事業給付金支給認定申請書

高島市在宅育児支援事業給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請区分（該当する方の□にチェックマークを付けてください。）

- 新規 → 1から4を記載し、同意書に署名してください。
- 前年度から引き続き申請 → 1、4のうち変更のある事項及び2、3を記載し、同意書に署名してください。

1 申請者及び家族の状況

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	同上（フリガナのみ記載してください）	性別	男性・女性	幼児との続柄	
	職業・雇用形態	常勤・パート・自営業 無職・その他（ ）	育児休業給付金等	受給している ・ 受給予定 受給していない		
	勤務先	(名称)	(電話番号)	(勤務開始日) 年 月 日		
配偶者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男性・女性	幼児との続柄	
	職業・雇用形態	常勤・パート・自営業 無職・その他（ ）	育児休業給付金等	受給している ・ 受給予定 受給していない		
	勤務先	(名称)	(電話番号)	(勤務開始日) 年 月 日		
	住所（申請者と異なる場合）					

2 幼児の状況

幼児	フリガナ		生年月日	年	月	日
	住所					

3 支給要件の確認（該当することを確認し、□にチェックマークを付けてください。）

□ 上記の幼児にかかる児童手当または特例給付（以下「児童手当等」という。）を受給しています。

*申請者が児童手当等の受給者ではない場合

→ □ 児童手当等の受給者は幼児と別居しています。

→ □ 児童手当等の受給資格が所得の上限超過により消滅しています。

□ 上記の幼児は子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定・高島市認可外保育施設等利用者助成認定を受けていません。

□ 上記の幼児は里親等への委託または児童福祉施設等への入所もしくは入院せず、家庭内で保育しています。

※児童福祉法第27条第1項第3号またはは第2項の規定による措置または入所の決定を受けている期間は対象外となります。

□ 申請者および同一世帯員に市税の滞納はありません。

□ 申請者及び申請者の配偶者は、生活保護を受けていません。

□ 申請者及び申請者の配偶者は、高島市暴力団排除条例(平成23年高島市条例第23号)第2条第3号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員等ではありません。

4 振込口座

金融機関名		支店名		種別	普通・当座
口座番号		名義人カナ			

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、支店番号をご記入ください。

<添付資料>

※前年度から引き続き申請する方へ

(1)は必ず添付してください。また、(2)から(6)についても、変更のある事項に関する資料を添付してください。

(1) 申請者、申請者の配偶者及び幼児の健康保険証の写し

(2) 申請者と幼児の続柄が住民基本台帳で確認できない場合、続柄を確認できるもの（戸籍謄本等）

(3) 育児休業給付金の受給申請（予定も含む）が無いことを証明する書類（様式第2号）
※勤務先で証明を受けてください。

(4) 勤務先がない場合、育児休業給付金の受給が無いことを宣誓する書類（様式第3号）

(5) 児童手当等を高島市以外から受給している場合（公務員など）は、幼児にかかる児童手当等の受給を証明する書類

(6) 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載してある部分）

事務処理欄

支給対象月	年 月 ~ 年 月 (月分)
支給額合計	
備考	

審査・支払等にかかる同意書

1. 本給付金にかかる審査及び支給にあたって、担当職員が必要により次の行為を行うことに同意します。
 - (1) 申請者および申請者の配偶者の育児休業給付金等の申請及び受給状況について、関係機関に照会すること。
 - (2) 申請者および同一世帯者にかかる住民基本台帳、市税の課税および納付状況等、児童手当の受給、保育所等の入所及び生活保護の受給に関する状況を確認すること。
 - (3) 申請者および申請者の配偶者が、高島市暴力団排除条例(平成23年高島市条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員等でないことを調査すること。

2. 高島市在宅育児支援事業給付金支給認定申請書の記載事項に変更のあった場合は速やかに届け出るとともに、支給要件を満たさなくなった場合は支給の取消等の決定に従います。また、返還金が発生した場合は、高島市長の指示に従い、速やかに返還します。

年 月 日

申請者氏名

配偶者氏名

(本人が署名して下さい。)

【注】個人情報の取扱いについて

- (1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報は、高島市において、支給事務を行うために使用します。

- (2) 個人情報は、上記同意書に基づく以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個人の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。